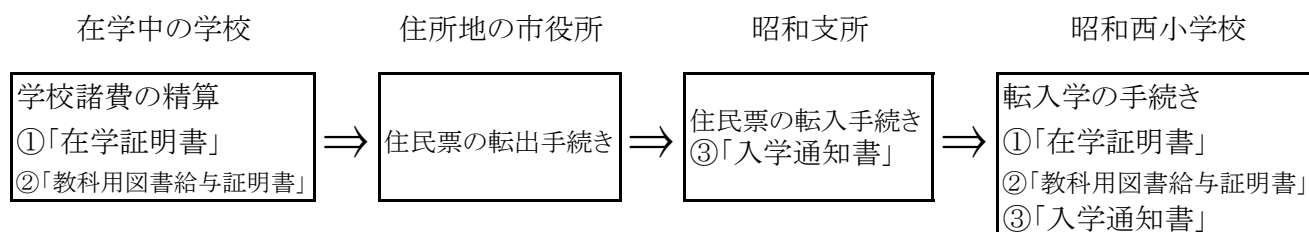


転入の手続きについて

保護者の方は、次の手順に沿って転入学の手続きを行ってください。

- 1 転学することが決まったら、まず「いつごろ」転入する予定であるかを、昭和西小学校へご連絡ください。
- 2 現在、在学している学校で、転出の手続きをします。
「在学証明書」「教科用図書給与証明書」などの転学に必要な書類を受け取ります。
教材費や積立金など、学校諸費の精算をします。
- 3 住所地の市役所(区役所、役場)で、住民票の転出手続きをします。
- 4 昭和支所で、住民票の転入手続きをします。
就学中の児童・生徒がいることを申し出て、「入学通知書」を受け取ります。
既に住民票の転入手続きを済ませている場合は、教育委員会の方へ受け取りに行くこともあります。
- 5 昭和西小学校へ次の書類を持って行き、転入の手続きをします。
①「在学証明書」 ②「教科用図書給与証明書」 ③「入学通知書」



保護者へのお願い

- * 年度末、年度始め、夏季・冬季休業中に転学される場合は、学級数に影響がある場合もありますので、在学中の小学校との連携を必要とします。早めにご連絡ください。
- * 使用する教科書は、市町ごとに決められています。在学中の学校で給与された教科書のうち、同じ教科書は、昭和西小学校で給与できません。転居の際には、給与された教科書は、必ず持って来てください。

お問合せ先

昭和支所	TEL33-0011
呉市教育委員会学校教育課	TEL25-3568
昭和西小学校	TEL33-0414